



あしよろ

No.220

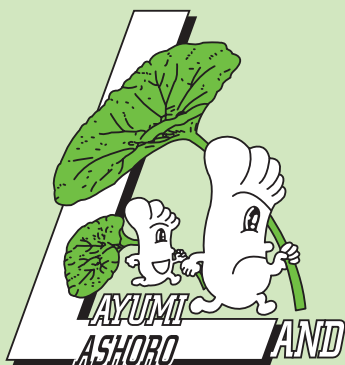
議会だより

2025.2

北海道足寄郡
足寄町議会発行



十勝東北部方面小中学校スピードスケート大会（1月19日）



予算・条例等の審議内容

2～3ページ

賛否出席状況 など

4ページ

一般質問（8議員が登壇）

5～12ページ

委員会レポート・行政視察報告 など

13～15ページ

議会の動き など

16ページ

第4回 定例会

第4回定例会は12月3日から18日までの16日間の日程で開催し（4～14日は休会）、初日は議長の諸般の報告の後、町長、教育長から行政報告を受け、報告2件、条例改正2件を審議（関連記事2頁）し、原案どおり可決しました。また、第7次総合計画基本構想及び基本計画の提案説明を受け、第7次総合計画審査特別委員会（委員長・二川靖）を設置し、これに付託し、会期中の審査としました。

15日は、日曜議会を開催し、8名の議員による一般質問（関連記事5～12頁）を行いました。

16日は、前日の一般質問の続きを行った後、休憩中に第7次総合計画審査特別委員会で審議を行いました。その後、追加議事日程において、同特別委員会からの審査報告を受け、原案どおり可決した後、7会計の補正予算（関連記事2～3頁）の提案説明を受け、原案どおり可決しました。

17日は、条例改正3件、補正予算7件（関連記事2～3頁）の提案説明を受けた後、即決で審議し、原案どおり可決しました。この日の追加日程で、総務産業常任委員会より所管事務調査について報告を受けた後、常任委員会より提出があつた所管事務調査期限の延期などを原案どおり承認し、会期を1日残して閉会しました。

報告

条例審議

びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

◆ 予定価格1千万円以上の工事又は製造の請負契約締結
◆ 足寄町水道事業の業務に関する予定価格1千万円以上の工事又は製造の請負契約締結

◆ 足寄町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法施行規則等の改正に伴い、職員等の配置基準を改正するもの。

議会総合条例の規定により議事に報告するもの。

◆ 足寄町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並

◆ 足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

◆ 足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
人事院勧告に準じ、給与及び期末手当等を改正するもの。

◆ 足寄町会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

給与と条例の改正に伴い、同条例を適用する寒冷地手当の支給について附則を改正するもの。

予算審議

令和6年度一般会計など9会計の補正予算は、12月16日と17日に即決で審議し、原案どおり可決しました。
可決した予算の主な内容は次のとおり。

◆ 一般会計補正予算（第8号）

歳出

・ 企業振興促進補助金

1380万6千円

・ 障害者自立支援給付費

3624万2千円

・ 障害者医療費

1107万2千円

（高橋議員質疑あり）

・ 障害者地域生活支援給付費
276万7千円
・ 後期高齢者医療事業療養給付費負担金
△1310万3千円

・ 後期高齢者医療特別会計繰出金
△502万5千円
・ 老人福祉管理経費返還金
741万9千円

・ 介護サービス事業特別会計繰出金
△4308万円
・ 児童手当
977万円
・ 子どもセンターボイラー不凍液交換業務
△752万4千円

・ 患者輸送車
△1124万2千円

・ 不採算地区病院運営経費負担金
2980万円
・ 豊かな森づくり推進事業補助金
639万9千円

・ 街路灯維持管理費光熱水費
433万5千円

・ 下愛冠1丁目7号通整備工事ほか1件
△1298万円

・ 道路ストック修繕工事
△5470万3千円

・ 上利別幌内橋修繕工事に伴う配水管移設工事負担金
△415万8千円

【主な質疑】

問 介護保険助成費の財源内訳について、地方債が減額となった理由は、

(進藤議員)

答 軽費老人ホーム(ケアハウス)の改修費に伴う補助金の財源として過疎債を予定していたが、対象事業に認められなかったことから、一般財源及び緊急防災・減災事業債に振替したものの。

問 今後、たとえ起債が認められなくても、町としてしっかりとケアハウスを継続してほしいと思うが、その覚悟は。

(矢野議員)

過疎債が認められなかったから、ケアハウスへの支援を見送るというような考えはあるか。

(木村議員)

答 今回の改修が、施設の長寿命化に資するものではなく、単純な修繕と判断され、過疎債の対象とならなかったことから、施設全体の長寿命化に結びつく改修方法など、過疎債の対象となる方法を、施設側とも相談しながら考えていきたい。

歳入

・個人町民税現年課税分

△2654万3千円

・児童手当国庫負担金

1001万8千円

・社会資本整備総合交付金(道路新設)

△3310万7千円

・企業版ふるさと納税寄附金

100万円

・財政調整基金繰入金

1億810万3千円

・退職手当組合負担金還付金

3502万9千円

・辺地対策事業債

△4570万円

・過疎対策事業債

△1億2160万円

◆介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)

介護サービス施設新築工事

△7550万9千円

◆一般会計補正予算(第9号)

ほか6会計

給与改定及び人事異動等による人件費に係るもの。

◆下水道事業会計補正予算(第2号)

・特例的未収金△39万2千円

・特例的未払金△61万6千円

(川上議員質疑あり)

令和6年度 各会計別補正額

(令和6年12月17日現在)

(単位:千円)

会計別	補正額	総額
一般会計	9,636	10,582,625
特別会計	国民健康保険	4,257
	簡易水道	△4,126
	介護サービス	△75,121
	後期高齢者医療	△4,718
	資源ごみ処理	1,062
上水道事業会計	1,001	252,873
下水道事業会計	△3,586	495,051
国民健康保険病院事業会計	△9,533	1,366,031

その他

◆足寄町第7次総合計画基本構想及び基本計画(令和7年度〜令和16年度)

議会総合条例の規定により、計画を策定するにあたり議会の議決を要するもの。

議会の議決を要するもの。

第4回 臨時会

11月28日開会

条例改正・補正予算を
原案可決

11月28日に開催した第4回臨時会では、報告承認2件、

条例改正1件、補正予算1件

が提出され、原案どおり承認、

可決し、閉会しました。

【専決処分の報告承認】

◆一般会計補正予算(第5号)

第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査執行のため予算の補正をしたもの。

(進藤議員質疑あり)

◆一般会計補正予算(第6号)

令和6年10月23日の大雨により町道等の被害が発生し、予算の補正をしたもの。

(川上議員・進藤議員質疑あり)

【条例改正】

◆足寄町国民健康保険条例の一部を改正する条例

12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法が改正されたことによるもの。

【予算審議】

可決した予算の主な内容は次のとおり。

◆一般会計補正予算(第7号)

歳出

・冬の生活支援対策事業

620万8千円

歳入

・財政調整基金繰入金

570万8千円

賛否出席状況等

足寄町議会総合条例の規定に基づき、第4回臨時会及び第4回定例会における議員の出席状況及び議案等に対する議員個々の採決態度を公表します。

第4回定例会において、井脇議員が12月15日の本会議を早退、16日と17日の本会議を欠席しました。このほかに、欠席、遅参、早退する議員はいませんでした。

また、提案された個々の議案については、出席した全議員の賛成で原案どおり可決、承認しています。

なお、令和6年の各定例会、臨時会、委員会の出欠状況は次のとおりです。



本会議・委員会への出欠状況（令和6年1月～12月）

数字＝出席回数

委員会名	開催回数	早瀬川 恵	井脇 昌美	榊原 深雪	矢野 利恵子	田利 正文	高橋 健一	木村 明雄	細川 勉	川上 修一	進藤 晴子	多治見 亮一	二川 靖	高橋 秀樹
定例会（4回、16日） 臨時会（4回、5日）	21	21	※3 18.5	21	21	21	21	21	21	21	21	20	21	21
総務産業常任委員会（6名）	10		10		10	10		10			10	10		
文教厚生常任委員会（6名）	15	15		15			15		14	15			15	
広報広聴常任委員会（12名） ※2	12	12/12	3/4	4/4	4/4	12/12	12/12	4/4	12/12	12/12	4/4	4/4	4/4	※1
議会運営委員会（5名）	26					26		※3 25.5		26	26	25		

※1 高橋秀樹議員は議長職のため、公平性を重んじ、どの委員会にも所属していません。

※2 広報広聴常任委員会は編集作業を委員会内の部会（5名）で行っており、全委員を対象とした会議は4回でした。

※3 0.5表示は、早退または遅参としてカウントしています。

町民に身近な意思決定機関としての議会及び議員活動の活性化と充実を目指して制定された議会総合条例に基づき、多くの町民の方が議会を傍聴していただけるよう、日曜議会将を12月15日に開催しました。



日曜議会での議場・傍聴席の様子

この日に限り、質問時間を30分以内とし、8名の議員による一般質問が行われ、13名の町民の方々が傍聴されました。

この一般質問の内容は、次頁以降に掲載しています。

一般質問 8 議員が登壇

一般質問を行った議員が原稿を執筆しています

耳が聞こえづらい人の 支援について



はやせがわ めくみ 議員
早瀬川 恵

高齢者が難聴に早期に気づくための対策は。

町長 町では特段の対策を講じてはいないが、医療機関に相談していただくことが一番の対策であると考えている。

早瀬川議員 町内の人口減少が続く中、後期高齢者人口は増え続け、これに伴い、高齢者に多い疾病の一つである難聴も比例することが想定される。

加齢性難聴は老化現象の一種で、誰にでも起こる可能性がある。必要な音が聞こえず、特にコミュニケーションが取れなくなり、認知症のリスクも高まることが言われている。難聴者、また途中で耳が聞こえづらくなった方が安心して暮らせる仕組みづくり、そういう支援が町としても必要と考える。

福祉課長 次期計画、その他、何か調査をする機会があれば、そういった状況の把握に努めさせていただく。

早瀬川議員 これだけ高齢化が進んでいる中、聞こえの不安定さにつらい思いをされている方が多いのではないかと、思うし、そういう話もよく聞く。

全国的にも耳が遠いなど、難聴で医療機関を受診する人が少ないとする調査や、どの程度聞こえにくくなったら受診すべきなのか分からない人も多いと聞いている。

町民が健康診断の際に聴力検査を無料で受けられるようにしていただけると、多くの方々が早期に聴力の状態を把握し、適切な対策を講じることができると考える。聴力検査を通じて聴覚の健康を守ることは、生活の質の向上にもつながる。

次に、聴力補助器等を必要とする町民の方への情報提供について、難聴は認知症リスクとして最も高い要因の一つとされるが、補聴器などで改善でき、最も予防が期待できるため、補聴器購入の一部を補助する自治体も増えている。

福祉課長 補聴器が高額という部分について、そういったことが導入のネックの一つになっているというふうな考えられることもある。

早瀬川議員 補聴器は非常に高額で、特に年金生活者や低所得者にとっては、経済的負担が大きく、購入が難しい現実がある。

生活の向上は、認知機能を衰えさせないための大事な要件であると思う。その意味からも、町として、少しでも難聴で困っている町民が補聴器を購入しやすくなるための手だてを考えていく必要があるのではないかと考えるが、いかがか。

町長 十勝圏活性化推進期成会においても、補聴器や補装具等に対し、国の支援について要望を出しており、それぞれの市町村もそういうことが必要なのではないのかという認識に立っているところであるので、今後も要望等していただければならないと考えている。

引き続き、支援やチェックリスト、気づきなど、いろいろな部分でもまた検討させていただきたい。

早瀬川議員 補聴器を使用することにより、会話の理解が進み、孤立感の軽減や生活の質の向上が期待できる。また、地域社会の一員として積極的に参加できるようになることで、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考えるので、これらの効果を考慮し、補聴器の助成制度は町全体にとっても大きな利益をもたらすと確信している。

町民の生活向上のためにも、補聴器助成制度の導入を前向きに御検討していただくよう、よろしく願いたい。



高齢者にやさしい 除雪支援について



さかき ばら み ゆき 議員
榊原 深雪

自治会33世帯。

榊原議員 山間地に住む高齢者世帯の除雪対策必要対象者数と実施内容は、

榊原議員 冬になると心配になる除雪の問題がある。最近温暖化により、当町の積雪量が少なくなっているとはいえ、高齢者世帯においては、除雪作業が深刻な課題である。冬が近づいて、憂鬱な思いをしている高齢者が少なくないと思われる。

高齢者世帯における除雪の問題は、玄関から道路までの間口除雪ができないことである。

自治会からの申請で、除雪活動を支援している実績は。

町長 過去3年間の実績として、令和3年度が13自治会38世帯、令和4年度が9自治会31世帯、令和5年度が8自治会32世帯。

令和6年度の申請状況は12

進めてもらいたいと考えるが、いかがか。

町長 町では通学路等を優先し歩道の除雪を実施している。また、共助による歩道除雪をしていただいている住民の方々に対し、深く敬意を表するところだ。

空き地、空き家所有者への歩道の除雪要請については、屋根からの落雪により歩道の通行が危ぶまれる場合等については、対策を講じていた。だ

き家、空き地にかかわらず、住宅前及び近隣の歩道の除雪については、住民の方に御協力をお願いしている。そういった活動が協働のまちづくりにつながるものと考えている。

榊原議員 高齢者がいる自治会住民の活動として、除雪問題解決に十勝管内で有効な事例は。

町長 本別町において、高齢者宅の除雪を行ってもよいという自治会に対し、町が除雪機を貸出するというもので、本年度の状況を見ながら、来年度も継続する予定であるとのこと。

その他として、除雪ボラン

ティア登録制度を設け、実施件数に伴い商品券の交付が受けられるといった事例もあった。

今後も各自治会や民生委員の協力をいただき、除雪支援の必要な高齢者の把握に努め、自治会や建設業協会等と連携し、除雪の支援を継続していきたいと考えている。

榊原議員 日本には、昔から生活用語として、「隣の三尺」という言葉がある。家の前の掃除や雪かきをするときに、隣の家の前も三尺余分に掃除をしないという教えである。当町は積雪が少ないので、このような取組も、隣近所容易に実施することができているのではないかと思う。

行政の取組を通して、それぞれが担うべき役割分担を再認識して、寒い長い冬を心温まる、住んでよかったまちづくりとなるようにお願いしたい。

町長 人手の問題で、今まで社会福祉協議会の就労センターが除雪作業をやっていたのが、できなくなったとの話があり、今まで就労センターにお願いしていた人達が、どこにも頼

む場所がなくなつたというようなことをお聞きしている。

年に何回か、どかつと雪が降ることがあって、それを除雪することが大変だという御家庭も多くあると思う。これから高齢化もより進んでいけば、そういう方たちが多くなると思う。除雪をするサービスを無料であったり、または有料であったり、いろいろな形でやれるような体制が、当町においてもできなければならぬと考えているところである。

今後において、除雪の部分は、当町の課題になっていくと思っている。いろいろとお話があったけれども、今後検討させていただきたい。



自助・共助・公助で万全な除雪体制を

足寄町国民健康保険病院の 現状と課題、今後の展望について



進藤 晴子 議員

進藤議員 国民健康保険加入者の町外への流出状況は。

病院事務長 令和元年の町内

進藤議員 外来患者数、入院患者数、時間外診療数と救急車搬送数の推移は。

町長 外来・入院患者数ともに令和元年度をピークに、新

型コロナの流行が始まった令和2年度から減少が続いている。(下表参照)

病院事務長

コロナ収束後現在外来患者は戻ってきているが、入院患者はコロナ前までは戻らず、60床のうち半分の30人というところ。

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
外来患者数	32,112人	28,871人	28,198人	26,112人	25,222人
入院患者数	13,736人	11,384人	12,203人	11,214人	8,608人
時間外診療数	1,324人	926人	987人	922人	1,008人
救急車搬送数	255人	233人	278人	264人	336人

3医療機関での構成率が、国保の方で46・64%。令和3年4月では、45・1%。国保加入者(後期高齢者除く)の半分以上が町外医療機関を受診している。

進藤議員 経営指標の推移は。

町長 (左表のとおり答弁)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
経常収支比率	100.1%	93.8%	97.0%	93.4%	87.9%
修正医療収支比率	44.9%	39.8%	41.5%	42.7%	42.2%
病床利用率	62.6%	52.0%	55.7%	51.2%	39.2%
材料費対医療収益比率	12.8%	12.6%	12.2%	12.0%	12.2%
一般会計繰入金	484,673千円	418,002千円	441,931千円	450,407千円	443,022千円

進藤議員 70%以下は抜本的な改善が必要とされる修正医療比率の低さの説明を。

病院事務長 救急医療などの

不採算医療を担っているため。また人口減少で医療収入が少ない事が理由。令和4年度の決算状況調査から管内8つの公立病院を比較すると、修正医療収支比率は上から6番目。一方で、医療収支比率は上から4番目。

進藤議員 令和5年度の決算

上、1億2942万5545円の損失が出ており、前年度比で2倍になった。町として許容範囲か。

町長 決して青天井ではない

が、一般会計からの5億円弱の負担金も含めて一定程度やむを得ない必要経費と考える。物価高騰もあり、経費は一定程度かかる。

進藤議員 医療従事者の欠員状況は。

町長 医師は充足しているが、看護師は不足している。その他医療従事者はおおむね充足。口コミによる紹介、病院ホームページやハローワークへの募集掲載、集団面接会への参加、ダイレクトメールによる個別アプローチ、人材派遣会社の活用などを実施している。

進藤議員 経営改善に対する取組と今後の展望は。

取組と今後の展望は。

町長 診療報酬上の新たな加算の届出や、健診受入強化による収入確保、後発医薬品の使用率向上によるコスト削減のほか、研修医の受入れを積極的に行うことで、医師の当直業務等に係る支出を縮減し、派遣元からの指導料として収入の確保にもつながっている。

また、出前講座や講演会で積極的に病院をPRし、患者数の増加につなげている。非常に厳しい経営環境であり、公立病院の経営問題に精通し、実績のある病院経営アドバイザーの活用を検討している。

進藤議員 電子カルテの導入予定は。

病院事務長 国が2030年に向けて全医療機関の電子カルテ化を目指し、標準化も検討中。電子カルテ化の経費は約9千万円。国の標準化のタイミングに合わせ取り組んでいく。

進藤議員 病院経営への町長の関わり方は。

町長 基本的には病院の中で運営している。毎月の運営会議の報告を確認し、院長と事務長の協議内容や相談等に対応している。

進藤議員 病院再編の考えは。

病院事務長 町内の老健施設が廃止になり、受け皿としての役割もある。来年の特別養護老人ホーム開業と町内の福祉施設の空きベッドも含めて、当院のベッドの在り方が課題。病院経営アドバイザーを取り入れ、本腰を入れて取り組んでいく。

進藤議員 病院の存続には、役場と病院、町民の三者の意見が必要。町民との対話の場は。

町長 出前講座や講演会で町民と病院の職員との顔合わせも増え、町民の声をいただく場も出来てきている。

進藤議員 町民の受療の権利と健康の権利を保障するために、我が足寄町はどう進んでいくのか伺う。

町長 町民が安心して住み慣れた足寄町で暮らしていただけるために、医療と介護・保健・福祉の連携システムを進めてきているが、時代に合った持続可能な取組が今後必要。

引き続き、公共性と経済性のバランスを保ちながら、病院運営を進めていく。

足寄町の農業の未来について



議員 一 健 橋 高

高橋議員 本町の農業の現状について、農業者戸数、農業者の畑作・畜産・酪農の就業割合、農業従事者の平均年齢をお伺いしたい。

町長 本町の農業者戸数は、令和5年現在で211戸。

農業者の就業割合は、酪農家で78戸、畑作農家で73戸、肉牛農家が38戸、その他、羊、馬の繁殖、牧草販売に携わる方が22戸。

農業従事者の平均年齢は、56・2歳。

高橋議員 農業の衰退は地方消滅につながる。

担い手の高齢化、後継者不足が叫ばれている中、足寄町は全力で農業を守り、農業の振興策を模索しなければならぬ。

町長 足寄に妙案はあるか。

農業を取り巻く環境は

全国的に厳しく、農林水産省では、2020年に比べ、2030年には農地が100万ヘクタール近く減少するという試算を出している。

離農により農地を手放す大きな要因は、高齢化や後継者がいないなど担い手不足によるもの。

本町においても、今後離農者が増えることが予想される。

足寄町農業協同組合や関係機関と一体となり、農業振興を進めているが、これをやれば、という妙案はないのが現状。

高橋議員 若者が都会に流出していく中、道外からわざわざ北海道に来て、将来酪農業を営みたいという夢を抱いて、今、本別の農業大学校で勉強中の女性がいるということ、を新聞で知った。

これは、農業の未来にとって明るい材料になるものである。

足寄町は、このような若者の夢に寄り添い、何らかの移住支援をすることは考えられないか。

町長 本町に移住後、新規就農をされた方は、平成13年度以降24組を数える。

新規就農志向者に認定されると、町内先進農家で2年以上の研修を受けることができ、その際には、営農実習奨励金として月額15万円が交付される。また、研修期間を終え、就農場所が決まり、新規就農者と認定された場合、経営開始奨励金として年額200万円を3年間交付するなどの各種支援策を用意するとともに、研修から就農まで、足寄町農業再生協議会がきめ細かくサポートにあたっている。

また、新規就農された先輩の方々が、就農を目指す方や就農直後の方に対し、困りごとへのアドバイスなどを行うサポート事業も開始した。

高橋議員 人口戦略会議が出している「地方消滅」という本の中の資料では、足寄町の持続可能性の順位は北海道179市町村の中で高い方から26番目、十勝管内だけで考えると、1番は上士幌町、2番が鹿追、中札内、帯広、芽室、そして足寄町は6位にランク

されている。足寄町もまだまだ捨てたものではないと考えられるが、現実にはなかなか厳しい状況にある。

勝毎の記事によると、日本の酪農家が1万戸を割り、北海道はその4割で4338戸、この数がどんどん減っていくということである。

酪農業が立ちいなくなっている原因は、輸入飼料の高騰、農業資材の高騰が挙げられる。そして、酪農業の60%が赤字で、50%は離農を考えているという状況。

このような厳しい状況の中、前述した酪農志望の女性に、北海道の酪農に未来はないから、荷物まとめて実家に帰りなさいとは決して言えない。

足寄町は平成16年に「放牧酪農推進のまち」宣言をしている。町として、ここから何かを発信して国を動かすとか、農業が衰退しないようにするアイデアを叩き出すだとかの方策は無いものか。

町長 現在、国が制度化してきている新規就農に

対する支援、経営開始奨励金などは、もともと足寄町が先行しながらやってきたもので、その後に国が同じような支援をする形をとったという意味では、足寄町が先駆的に新規就農支援を行ってきたという状況である。

去年も2件、今年になって1件新規就農されている。町として、農業振興のため、新規就農者に対するサポート事業、それと合わせて、基本は土づくりなので、耕畜連携や、肉牛についても肉質の改良などの事業に取り組んでいるところである。



新規就農者は平成13年度以降24組を数える

マイナンバー制度と プライバシーについて



きむらあきお 議員
木村明雄

23年9月までに延長し、加入促進を図った。

私はこれらについて反対はしないが、一方、心配するところでもある。

近年、個人情報保護が叫ばれている中、プライバシーセキユリティーが守れず、他人に漏れてしまうのではないかと懸念するところであり、これらについて質問する。

行政には個人番号があると聞くが、マイナンバーカードと同じ番号なのか。

町長 個人番号は住民票のある方全員に一人一つの番号を付番し、平成27年10月から通知カード等でお知らせしている番号になる。一般的にマイナンバーと呼ばれており、マイナンバーカードに記載される番号と同一の番号となっている。

木村議員 国民のマイナンバーカード保有率は70%を超えたが、本町の保有率はどうか。

町長 11月末の人口5956最大1人2万円の付与を20

人に対し、有効交付枚数は4450枚。保有率は74・71%。

木村議員 12月2日からマイナンバーカードが保険証と一本化、統一されたが、マイナンバーカードと保険証のひもづけがうまくいっていないなど、支障となった事例はあるのか。また、まだカードをつくっていない人はどのようになるのか。

町長 マイナンバーカードと保険証のひもづけができない方から、保険証利用登録の方法についての問合せや来庁はあったが、国保病院受診時に支障となった事例はない。

マイナンバーカードをつくっていない方については、国民健康保険新規加入時に資格確認書を交付している。

資格確認書は、本年12月2日以降の被保険者証新規発行の廃止に伴い新設されたもので、医療機関等の受診時に提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができる。また、後期高齢者医療保険についても同様の取扱いとなる。

今後、マイナンバー制度の普及促進と適正な運用のた

め、広報紙等により周知を図っていく。

木村議員 12月2日からマイナ保険証になったが、従来の保険証は使えなくなるのか。または、マイナ保険証と従来の保険証と並行使用ができるのか。

住民課長 現在お持ちの被保険者証等については、記載されている有効期限まで引き続き使用することができる。

木村議員 プライベートセキユリティーについて伺う。

マイナンバーカード1枚で、
①本人確認、②マイナ保険証、
③マイナ運転免許証（これについては今年度中に進む計画）、
④民間サービス（銀行）との連携、⑤確定申告、これら5項目がカード1枚で用が済む事について、今後、高齢化社会が日増しに加速し、増加していく中で、誰しもがうっかりカードを忘れ、損失、盗難に遭う、そのようなリスクが高くなるのではないか。

このカードには、住所、氏名、性別、生年月日が記載されているが、万が一の場合、対処法は。

町長 マイナンバーカードだ

けなくしたということはあまりないだろうと思うので、ほかのものと一緒になくしたというようなことであれば、それをまずは警察に届けるのが一番。再発行の手続きは役場でできるので、役場に相談に来ていただきたい。

いずれにしても何か心配事等があれば、警察や役場に、それぞれ相談する窓口などがあるので、そういったところで相談していただきたい。

今まで様々な制度があり、途中で終わってしまうようなこともあったが、このマイナンバーカードがそのまま引き続き続いていくとすれば、スムーズに、住民の皆様も使いやすいような形になればと思っている。



国保病院のマイナ保険証受付機

高齢者がこれからも 住み続けられる町に



た り ま さ ふ み
田 利 正 文 議員

田利議員

物価高騰が高齢者の暮らしを直撃し、暮らしにいけないという声が聞かれる。

政府は、物価上昇を下回る年金改定で、実質減額を続け、2012年以降、物価との関係で見れば、公的年金は実質7・8%削減されている。

何より、生計費非課税の原則に立つべきところ、最悪の生計費課税である消費税が10%に引き上げられ、低所得者が苦しめられている。

11月29日、財政制度等審議会が公表した建議は、介護報酬の引下げで訪問介護事業所の倒産が深刻な中、要介護1・2の人の訪問・通所介護の介護保険外し、介護老人保健施設などの多床室有料化、サービス付高齢者住宅の利用料引

上げ、介護サービス利用料の原則2割化、3割負担の対象拡大などを求めている。介護サービスが崩壊しかねない。

医療では、高額療養費制度について「負担能力に応じた負担を求める」「年齢によらず医療費の自己負担を3割とする」ことを求めている。

年金、介護、医療の不安は現役世代にとっても他人事ではない。高齢になると、人権も尊厳も尊重されなくなるのであれば、若い世代が将来に希望を見いだすことができなくなる。

こうした現状を踏まえ、高齢者が足寄でこれからも暮らしていきたいと思える施策が必要である。

厚労省の年金財政検証2024で示された年金給付水準の将来見通しでは、現在50歳の方が年金を受ける時には5万9000円に、40歳の方が年金を受けるときは5万2000円に、30歳の方が年金を

受けるときは4万8000円になるという見通しを示している。

こうなると、今の若い方は将来、今、年金保険料を払っていて、どうなるのかという不安は絶対拭えないと思う。老齢基礎年金の引上げを国に求めていくことについて、町の考えは。

町長 将来にわたって、安心して老後を過ごせる社会をつくるため、持続可能な公的年金制度を確立することは極めて重要であり、制度見直しや安定的な財源確保などは、国において検討すべき課題であると認識している。

田利議員 老人クラブは高齢者の交流の場として大きな役割を果たしている。

単位老人クラブ組織率と会員数、高齢者に占める加入割合は。

町長 単位老人クラブ数は11団体、会員数は312人、65歳以上の高齢者に占める加入割合は12・5%。

田利議員 高齢者の独居世帯数と実態把握は。

町長 65歳以上の独居世帯数は827世帯で、民生委員に

よる訪問及び福祉課地域包括支援センター職員による75歳以上の高齢者宅訪問により実態把握に努めている。

田利議員 高齢者で車・免許を持つていない人が、帯広の医療機関を受診する際の支援策として、自宅の玄関先から病院の入り口まで、送迎してもらえというシステムはできないか。

町長 公共交通機関等での移動が困難な方等の一定の条件はあるが、足寄町社会福祉協議会において外出支援サービスを実施している。

福祉課長 外出支援サービスは昨年度、年間148件、229人の方に無料で利用いただいている。

この取組は、事前予約制で、自宅から病院までの送迎が可能となっている。

田利議員 コミセン等で開催される様々な取組に、高齢者が参加できるよう福祉タクシーの活用はできないか。

町長 コミセン等で

の行事については、多数の方に参加いただき、生きがいや健康づくり、介護予防につなげていただきたいと考えているが、町が実施している高齢者・障がい者等通院支援事業における乗合タクシーは、市街地区の患者輸送バスが運行していない区域に居住する、移動手段のない高齢者及び障がい者の方が、町内の医療機関へ通院する際に利用するもので、現段階で通院以外の目的で利用可能とする考えはない。



社会福祉協議会による
外出支援サービス

働く場所のために



矢野利恵子 議員

矢野議員 令和7年度から始まる足寄町の第7次総合計画の中に将来人口の推計があり、それによると2025年に5939人、2050年には3759人になると予想されている。

人口減少を食い止めるため、役場内に新しく「働く場所創設課」を設置して、誰もがやりたいと思うような魅力的な仕事をつくる対策を取ることではないか。

町長 仕事をつくる対策を行う「働く場所創設課」は考えていないが、人口減少対策は急務と考えている。

地方は都市部と比べると就職先が限られるため、転出を止めることは難しい。少しでも流出を減らすとともに、U・I・Jターン受入れなどにより、人口減少の抑制を図っていく。

誰もがやりたいと思うような魅力的な仕事をつくることに関する妙案はないが、まずは、足寄町の基幹産業である農業、林業の基盤を強固にすることで足寄町の経済が安定し、それにより関連する二次産業の振興が図られ、他の業種の維持、働く場の確保につながるものと考えている。

近年の足寄町の企業誘致の状況としては、コロッケの原材料保管のちぬやファーム、ペットフードを製造するK&Dエゾシカ処理場が営業を開始している。

今後においても、足寄町企業促進条例等による支援を行い、足寄町の活性化、人口減少対策に向けた企業の誘致に努めていく。

矢野議員 いきなり働く場所創設課というのは、アイデアのある人も必要だし、難しいかもしれない。創設課が駄目なら、働く場所支援課にして、支援することをやってもらえないだろうか。

先月町内の建具屋さんが廃

業してしまった。そして、今月農協直売所の「寄って美菜」も廃業してしまうという事を聞いた。

町として対策を考えているのか。

経済課長 寄って美菜については、農協に聞いたところ、今年度については12月27日で閉めるということで、廃業という話は聞いていない。今後については、検討しているという話だった。

矢野議員 まだはっきりしていないのなら、町として、働く場所確保のためにも支援していくべきではないか。

例えば、道の駅、観光協会には年間950万円の補助金を出して、16人も働くことができる。町として、補助金を出して、16人も働けるような場所をもっとつくっていったらいいのではないか。

寄って美菜にしても、まだはつきり廃業という形にはなっていないというなら、町のほうから補助金を出し、何とか寄って美菜を継続していくという事はできないか。

経済課長 農協からこんな対策を取ってほしいという話に

なれば、それを受けて、どんなことができるのか考えたい。

矢野議員 廃業してしまうようなところを察知したら、待っているのではなくて、存続できる対策を、積極的に町のほうから働きかけてほしい。

町長 寄って美菜についての経営状況は、町が把握しているわけではなく、農協がやっている事業。

農協として今後どうしていくのか、町の施設を使いながらやっていく上で、今後の状況、検討なども含めて、さらにどうするかという対応を考えていく。

働く場所、雇用の場所をつくるとか、支援するというところだけの部署、課をつくるというのは現在のところ考えていない。

矢野議員 支援課も考えていない。だからどんどん町内の産業が衰退して人口も減っていく。町内の産業が廃業するのを止めたり、人口減少を止めるためには、自然に任せて、相手の人が言ってくるのを待つのでは駄目だ。

ほとんど全ての指定管理者の団体は、町からお金をもらっ

ているのに、大規模草地だけ、お金を町に払っている。それは、大規模草地は黒字だからという話だけれども、農家が減って、ここ2年間は赤字だそう。

産業を続けるために、町で積極的に努力していかねばならない。

大規模草地の収支については、町では把握しているのか。

町長 農協は経済団体であるから、経営状況は町よりも農協の職員のほうが把握をしている。寄って美菜も含め、農協が今後どうしていくのかというのは、きちんと考えていかなければならない。

矢野議員 相手からこういうふうにしてくれというのを待つのではないで、町のほうからもっていつてもらいたい。部署が無いなら無いで、そういうのをやってほしいけれども、そのことは誰がやってくれるのか。

町長 部署については、今後、機構改革等も検討している中で、その中で、来年度以降どこで担当するのか検討する。

町道支障木の処理と

活用について



かわ かみ しゅう いち 議員
川上修一

川上議員 近年、町道脇の木

が繁茂し、農業機械やトラク

クの通行に支障を来している。
農協のコントラクター担当
者によると、バックミラーを
破損するという事故も起きて
いるとのことである。

支障木があると見通しが悪
く、また鹿が隠れていても分
かりづらく、大変危険な状況
である。

現在、町道支障木をどのよ
うな方法で把握し、処理して
いるのか。

町長 町道に影響を与えてい
る支障木は、建設課における
道路パトロールのほか、地域
住民の方からの情報提供によ
り把握しており、現場を確認
した上で支障があると判断し
た場合は、道路敷地内であれ

ば伐採や枝の切除を行ってい
る。

一方、道路敷地以外の民有
地の場合は、所有者に対応し
ていただくよう依頼している
が、対応が困難な場合は、所
有者の同意を得て伐採等を行っ
ている。

川上議員 現地を見てきたが、

枝が路面から高さ三、四メー
トル上に町道の半分ぐらいま
で伸びている場所がある。

ひどいところでは両側から
伸びてくつきそうになっ
ている箇所もある。

建設課のパトロールは普通
車なので通行に支障がないが、
農家の場合、機械が大きくなっ
ているので、ぶつからないか
気にしながら通行していると
思われる。

また、地域住民の情報提供
の関係だが、大半の方はどこ
に電話していいのかわからな
いようだ。

そこで、町内一円で作業し
ている農協のコントラクター

担当から、情報をもらうとい
う方法はとれないか。

建設課長 建設課、あるいは

車両室に御一報いただければ、
私も含めて、現地を確認させ
ていただいて、通行上支障と
なるものであれば、早急に処
理しなければならぬものとし
て考えている。

コントラクター担当から情
報をもらうことについては、
農協と建設課でどのようなシ
ステムをつくり上げるかにつ
いて、今後検討させていただ
きたい。

川上議員 支障木の活用につ
いて、どのように考えている
か。

町長 現在は手作業なので、
枝葉だとか、そういったもの
ばかりで量が出てこないのも、
活用しづらい。

少し太い木だとか、ある程
度の量が材積としてあるよう
な伐採をしたときに、例えば
チップだとかそういったもの
の材料にすることができると
ではないかと考えている。

せっかくの資源であるから、
活用できるものは活用して、
産業廃棄物にならない方法が
できればと考えている。



町道上利別山手線

樹木の枝が道路上に張り出している町道の様子。大型の農業機械などの通行に支障を来すおそれも

ゼロカーボンに向けた取組について 道外先進地を視察 総務産業常任委員会

総務産業常任委員会（委員長・多治見亮一）は、足寄町地球温暖化対策実行計画について第4回定例会で調査報告しました。

足寄町地球温暖化対策実行計画について

調査日

令和6年5月27日、8月28日、9月12日、10月15日、18日、11月28日

調査地

長野県箕輪町、伊那市、松本市

調査結果

足寄町地球温暖化対策実行計画推進に当たり、ゼロカーボンに向けた取組について、箕輪町・伊那市・松本市の1町2市から説明を受けるとともに現地視察を行った。箕輪町では2050ゼロカーボンみのわ推進プロジェクト等について、伊那市では地域脱炭

素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）及び小水力発電の取組について、松本市では木質バイオマス利用などの取組（竜島温泉チップボイラーの現地視察を含む）について調査を実施した。

本町は令和3年9月、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにすることを指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行っている。

政府は短期的な目標として、2030年に2013年度比で46%削減を目指すことを打

ち出したことから、本町もこの目標達成に向けて何ができるのか、何をしなければならぬのか、当委員会としても理解を深め、また町民の一人としても我が事として捉え、考えていかなければならない。今回の視察研修で確認できたこととして、まず、電力の分野では、太陽光、風力、中水力、バイオマス等の再生可能エネルギーでの発電が考えられるが、本町では太陽光発電に取り組むことが最適と考えられる。

本町庁舎と周辺施設の配置などの諸条件が、箕輪町役場周辺で取り組んでいる太陽光発電設備と似ていることから、駐車場や建物屋上に太陽光発電設備を設置し、周辺施設とケーブルで結び一体利用する形態は一考に値する。また、

町民への太陽光発電利用促進のため、自宅等で太陽光発電設備等を導入する際の補助制度について再導入が必要と考える。

次に熱利用の分野では、温泉、地中熱、バイオマス等の利用が考えられるが、本町においては木質バイオマスの利用が最適と考える。本町では既にペレットストーブ及びペレットボイラーを導入しているが、製品製造、利用樹種等を考えると、大型や大量の熱源にはチッ



箕輪町の脱炭素施策の説明を受ける委員ら



上伊那森林組合木質バイオマスエネルギー工場を視察



上伊那森林組合で生産されている木質ペレット

プボイラー、小型や家庭等の熱源にはペレットストーブが最適と考える。チップボイラーは本町においてまだ未導入であることから、行政関連施設から導入・普及を図り、重油ボイラー等からの切り替えは出来るところからなるべく早く進めるべきと考えるが、併用も可能であることから、重油ボイラーを残しながらチップボイラーの導入を進めていくことも検討すべきである。

現在、本町には、熱利用のための木質チップ製造業者が不在で、業者育成も必要であると考え。

冷地でもあることから、EV車両の100%導入は難しいのではないだろうか。

最後に、ゼロカーボンに向けた取組は、町民への啓発が重要であり、小・中・高校での系統的な学びから、一般町民や各事業所等に対する地域脱炭素への移行に向けた情報提供と協力依頼など幅広い啓発が必要である。このように、ゼロカーボンに向けた取組は多岐にわたることから、本件を推進する専門的な部署の新設が必要と考える。

また、家庭等のペレットストーブの更なる普及を推し進めるには、高性能のペレットストーブが高額のため、石油ストーブ等と比較すると導入動機の足かせとなっており、導入に対する補助率の引き上げや上限額の見直し等を行うべきである。

次に、化石燃料の使用抑制のための町有車両のEV等への転換は、更新時を基本に進めるべきではあるが、災害対応や寒



◀ 竜島温泉の木質バイオマスボイラー
(写真左がチップボイラー、右が燃料コンテナ)

議会報告会・町民との意見交換会

ご参加ありがとうございました

足寄町議会総合条例で定めた「町民との多様な意見交換の機会」の一環として、議会報告会・町民との意見交換会を11月19日から4会場で開催しました。

今回は、町民の皆さんと膝を交え、少人数でより深く話し合うことができるよう、参加者を2つのグループに分けて意見交換会を行いました。

また、議員全員「ノーネクタイ・ノーバッジ」というスタイルで臨み、参加者が気軽に話しやすい雰囲気づくりを心がけました。

参加者からは「少人数だったので、議員と身近に話ができよかった」「また来年も参加したい」といった声をいただきました。

今後も、町民の皆さんにとって身近な議会になるよう、こうした対話の場を大切にしていきたいと思っています。

なお、参加者の皆さんからいただいたご意見など、この意見交換会の内容につきましては、次号でお知らせする予定です。



11月21日(木) らわん路の里



11月27日(水) 町民センター

議会運営委員会が 議会DXの取組を行政視察

町では、デジタル技術の活用による行政サービスの向上を目指し、令和6年2月に「足寄町デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定しました。

これに伴い、本町議会における議会DX推進を検討するため、正副議長を含む議会運営委員会は11月5日、上土幌町議会と本別町議会を訪問し、タブレット導入によるペーパーレス化など、議会DXの取組状況について視察しました。

行政視察の 受け入れ

11月7日に、名寄市議会（山田典幸議長）市政クラブの議員8名が、高齢者等複合施設「むすびれっじ」の視察のため来町されました。

視察では、町福祉課職員とむすびれっじ施設長が、本町の地域包括ケアシステムや施設の概要について説明し、活発な質疑が交わされました。



視察のため来町された名寄市議会の皆さん



実際にタブレットを操作してみる委員ら

十勝町村議会 議員研修会

十勝町村議会議長会主催による議員研修会が10月30日に清水町文化センターで開催され、本町議員全員で参加しました。

研修会では、帯広開発建設部流域治水対策専門官（砂防・環境）の天羽淳氏より「アドベンチャートラベルへの活用を視点に十勝川流域について学ぶ」と題して、川の歴史や河川空間を活用した地域振興などについて講演が行われ、参加議員は熱心に聴講しました。



十勝町村議会議員研修会の様子



足寄高校生が議場で カナダ海外研修を報告

12月16日の定例会において、足寄高等学校（石橋栄校長）2年生の代表4名が、昨年9月13日から8日間の日程で行われた足寄高校生海外研修派遣事業について報告しました。本事業は、国際理解教育・国際交流を目的に、町の全額負担で姉妹都市のカナダ・ウエタスキウイン市に同校生徒を派遣するものです。

生徒らは、ホームステイ体験や現地高校での一日体験入学について、写真などをスクリーンに映しながら、現地での体験を生き生きと報告しました。



議員らを前に議場で海外研修を報告する生徒たち



議会の動き

〈11 月〉

- 5日 議会運営委員会行政視察（上士幌町・本別町）
- 7日 名寄市議会市政クラブ行政視察来町
- 13日 町村議会議長全国大会（東京都）
- 16日 東京と足寄を結ぶ・ふるさと会（東京都）
- 19日 議会報告会・町民との意見交換会（芽登集落センター）
- 20日 議会報告会・町民との意見交換会（大蒼地集落センター）
- 21日 議会報告会・町民との意見交換会（らわん蔭の里）
- 22日 池北三町議会議長情報交換会
- 26日 とかち広域消防事務組合議会（帯広市）
- 十勝圏複合事務組合議会（帯広市）
- 27日 文教厚生常任委員会
- 議会報告会・町民との意見交換会（町民センター）
- 28日 第4回臨時会・議会運営委員会
- 総務産業常任委員会

〈12 月〉

- 2日 議会運営委員会
- 3日 第4回定例会
- 6日 議会運営委員会
- 15日 第4回定例会・議会運営委員会
- 16日 第4回定例会・議会運営委員会
- 第7次総合計画審査特別委員会
- 17日 第4回定例会・議会運営委員会
- 広報広聴常任委員会

〈1 月〉

- 21日 市町村行政懇談会（帯広市）
- 24日 第1回臨時会・議会運営委員会

閉会中の所管事務調査

常任委員会は、閉会中も引き続き次の所管事務を調査研究します。調査研究の内容は、次号以降でお知らせする予定です。

総務産業常任委員会

- ①農作物の生育状況について
- ②土木・建設工事の執行状況及び町道の維持管理について

文教厚生常任委員会

- ①学校教育の現状と課題について（小学校の学校運営、中学校の部活動の地域移行）

広報広聴常任委員会

- ①議会広報紙の編集及び発行に関する事項
- ②議会広報・広聴の実施に関する事項
- ③議会広報・広聴の調査及び研究に関する事項
- ④足寄町議会ホームページによる広報に関すること
- ⑤足寄町議会の放映による広報に関すること

議会運営委員会

- ①議会運営について
- ②議長の諮問に関する事項について

第1回定例会の日程

第1回定例会は3月4日開会
一般質問は13日からの予定です



足寄町議会中継のお知らせ

足寄町議会は、YouTube（ユーチューブ）でのライブ中継を行っています。過去の動画も見ることができますので、一般質問や議案審議の様子などを詳しく知りたい方はこちらをご覧ください。

インターネットで「足寄町議会 ユーチューブ」を検索するか、足寄町ホームページの足寄町議会の画面から接続することができます。

議会を傍聴してみませんか

3月、6月、9月、12月の年4回
定例議会が開催されます。どなたでも、自由に傍聴することができます。



この文章を通じて、住民の皆様との信頼関係をより強固にし、未来へ向かって共に歩んでいく所存です。で、よろしく願います。

（細川勉委員長記）

今後ともご意見があれば、意見交換会などごさいますので、参加していただきたく思います。

高年齢者支援や子育て環境の充実、地域の活性化に向けた取り組みを進め、誰もが住みやすい地域を築くために努力してまいります。

2025年は団塊の世代が75歳以上を迎える年で、少子高齢化が進行する中、私たち議員は地域の未来を考える上で、住民の皆様との関係を一層深めることが重要です。住民の皆様の声に耳を傾け、共に課題に取り組み、共に解決策を見出すことを目指します。

議長だよりをご覧いただき、誠にありがとうございます。

